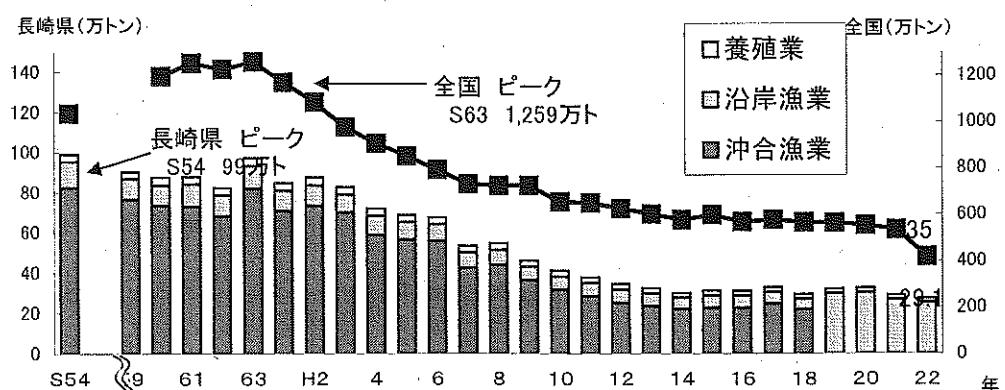


51 東シナ海等における国際的資源管理の推進について

【農林水産省、外務省、国土交通省、文部科学省、独立行政法人水産総合研究センター】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と安全操業の確保等について
 - (1) 日中暫定措置水域・中間水域並びに日韓暫定水域における水産資源の保存・管理措置を早急に確立するとともに、関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を推進すること
 - (2) 我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件について本県漁業者の意向を踏まえた見直しを行うこと
 - (3) 我が国の領海及び排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化の他、国境監視の役割を担う沿岸漁業者の監視活動への支援及び監視通報を行う本県漁業取締体制への助成を行うこと
 - (4) 東シナ海における本県漁業者の操業の安全を確保すること
 - (5) 外国籍船の避泊対策を行うこと
 - ①入域者の避泊基本ルールの遵守の徹底
 - ②指導、監視体制の強化
 - ③本県漁業等への影響を防止する措置の実施
- 2 東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究等の充実について
 - (1) (独) 水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究を充実させること
 - (2) 国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターの充実を図ること
 - (3) 日中韓の三国間における、東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設及び東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区への設置を行うこと



注)平成19年から統計調査項目の変更により沿岸、沖合の区分ができなくなり沿岸漁業へ合算

当該海域を利用する沖合漁業の漁獲量(平成18年)はピーク時(昭和54年)の3分の1以下に減少

協定発効後の本県周辺海域の外国漁船の拿捕状況（九調及び七管）

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
韓国	19	24	21	22	21	15	7	7	8	17	10	11	8	190
中国		5	8	10	5	1	1	1	2	1	1	1	2	38
計	19	29	29	32	26	16	8	8	10	18	11	12	7	228

【1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と安全操業の確保等について】

(1) 日中暫定措置水域・中間水域・日韓暫定水域

○水産資源の保存・管理措置の確立とは

中国・韓国と日本の双方の排他的経済水域への入漁、操業条件等を内容とする新漁業協定が発効しましたが、排他的経済水域の境界に対する関係国間の見解の相違等から境界が画定されず、日中両国間に、中国漁船に対して我が国の権限が及ばない「日中暫定措置水域・中間水域・日韓暫定水域」が広範囲に設定されています。

これら暫定措置水域等においては、多数の外国漁船が集中して操業し、本県漁船の操業が困難な状況が生じているとともに資源状態の悪化が懸念されています。

このため、自国の排他的経済水域は中間ラインで境界画定し、当該水域の管理は自国で行う必要がありますが、当面は東シナ海等全般にわたる日中韓三国の取組みによる資源管理措置を確立する必要があります。

○関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を継続とは

暫定措置水域等における資源の保存・管理措置の早期確立と、我が国が主張する中間線での排他的経済水域の境界画定交渉の継続を要望します。

(2) 我が国排他的経済水域

○中国・韓国漁船の操業条件とは

毎年、新漁業協定に基づく日中及び日韓の政府間交渉により、漁業種類毎に漁獲割当量、操業可能隻数、漁船規模、操業区域、操業期間、制限又は条件、各種手続きが定められています。

(参考)

2011年漁期の漁獲割当量及び隻数（双方とも等量等隻で合意）

日中：10, 272トン、366隻

日韓：60, 000トン、870隻

○本県漁業者の意向を尊重した見直しとは

本県漁業者においては、五島西沖海域の韓国延縄船の操業禁止区域の堅持、韓国漁船による投棄漁具を出さない取組の実施や対馬西方海域における韓国中型機船底びき網漁業操業区域の縮小、韓国まき網漁船の集魚灯の光力制限設定などの要望があつておらず、具体的な要望事項として毎年別途提出しているところですが、これら要望事項を尊重した操業条件の見直しを要望します。

(3) 取締監視体制

○海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化並びに監視通報を行う県漁業取締体制への助成とは

我が国領海及び排他的経済水域においては、依然として外国漁船による無許可操業や操業日誌不実記載等の違反行為が後を絶たない状況であり、特に平成23年末には本県五島市鳥島付近の領海等において、相次いで2隻の中国漁船が拿捕されるなど、県内漁業者の不安は高まっています。

このため、海上保安庁の巡視船及び水産庁の漁業取締船の高速化や人員の増強など、監視体制の強化を図ることを要望します。

併せて、我が国排他的経済水域等の監視について、現在、日中中間水域、日中暫定水域、日韓暫定措置水域の監視等について、国事業により漁業者が行っているところですが、監視区域等の拡大等事業の充実を要望します。

さらに、本県の漁業取締船においては、広域的な哨戒時に外国漁船の状況把握に努め情報を国の取締機関に通報することとされており、監視体制の一翼を担っていることから本県の漁業取締体制への助成を要望します。

(4) 安全確保

○本県漁業者の安全操業の確保とは

東シナ海においては、中国によるガス田開発や尖閣諸島海域における中国漁船の衝突事故など本県漁船の安全航行・操業に支障をきたすような問題も生じていることから、本県漁船の安全航行・操業を含めた当該海域の安全性の確保について要望します。

(5) 避泊対策

○避泊の基本ルールを入域者に遵守させるとともに、指導、監視体制を強化とは
荒天時等の外国漁船の避難について、新漁業協定及び業界間で取り決めたルールに基づき、中国漁船による本県玉ノ浦港への避泊が行われており、現地においては、五島市を中心に関係機関で「玉ノ浦港中国漁船等避泊対策協議会」を組織し、連絡体制整備や情報交換などを行っています。

また、避泊時には、現地にて水産庁や海上保安庁が監視・指導を実施していますが、過去に水道管や養殖いかだの破損等があり、また無通報などルールに反した入港も見られることから、避泊漁船に対するルールの徹底指導・監視体制の強化が必要です。

(参考)

- ・避泊数：H19年 62隻、H20年 43隻、H21年 46隻（全て中国船）
- ・近年は被害事例なし（H14 養殖いかだ50台、83百万円被害、その他、ごみ不法投棄、不法上陸など）

○漁業等への影響を防止する措置の実施とは

避泊地への誘導ブイの設置や、環境保全を目的とした注意喚起用看板の設置を要望します。

【2 東シナ海等の資源の維持増大について】

○（独）水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究の充実とは

同研究所は東シナ海、黄海などにおける日中韓の共有資源であるアジ、サバ、イワシ等について、その資源状況の評価や管理に関する調査研究を行っていますが、東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、資源評価の精度向上等が必要であり、（独）水産総合研究センター西海区水産研究所等の研究の充実を望みます。

○国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターの充実とは

同センターは、地球規模の環境の変化が東シナ海・黄海などの海洋生物に及ぼす影響や、海洋生物の多様性の保全と資源回復のための情報発信など、海洋の環境と生物に関する各種研究活動を行っていますが、今後の大学院研究施設の増設や教授陣の充実など体制整備の充実を望みます。

○三国間における、東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設とは

東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、海洋環境や水産資源に関する調査研究体制の強化とともに、日本、中国、韓国による資源の共同管理体制の構築が必要です。

このため、日本、中国、韓国による国際的な共同資源管理機構の創設を望みます。

○東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区に設置とは

本県は、「長崎国際マリン都市構想」の一環として、新長崎漁港地区に海洋研究の国際的な交流拠点づくりを推進しています。現在、新長崎漁港地区には、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センター、（独）水産総合研究センター西海区水産研究所及び県総合水産試験場の3試験研究機関が集積しており、東シナ海等の資源研究拠点となっています。

東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）についても、「長崎国際マリン都市構想」に基づき、同地区に設置することを望みます。

52 水産資源の保護を目的とする鯨類の持続的利用について

【外務省、農林水産省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 商業捕鯨の早期再開に向けた取組を強化すること
- 2 東シナ海等の日本沿海域において、鯨類の捕食が漁業に与える影響を調査すること
- 3 イルカの食害による漁業被害の防止対策を行うこと
 - (1) 効果的なイルカ追い払い手法の開発・導入
 - (2) 県・市町・漁業者等が行う被害対策に対する国の支援措置の検討

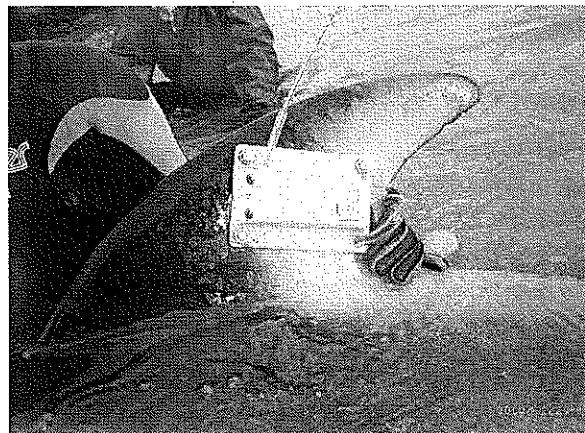
○イルカの食害によるいか釣り漁業の推定損失金額 (H17. 12~18. 3 長崎県試算)

壱岐	246百万円
対馬	620百万円
計	866百万円

○イルカ被害対策事業の実施状況 (平成21年度)



衛星標識装着のためのイルカ捕獲



衛星標識を装着した力マイルカ

【1 商業捕鯨について】

○早期再開に向けた取組の強化とは

我が国は、商業捕鯨禁止を受け入れた1987年から南極海で鯨類捕獲調査を実施していますが、捕鯨の早期再開は、鯨類に関する科学的知見を集積し、捕鯨に対する国内外の理解を得ることが必要であり、このためには、反捕鯨団体の妨害活動に屈することなく、鯨類捕獲調査の拡充や鯨食文化の啓発普及の推進などの取組強化が必要です。

(参考) 国の取組状況：南極海鯨類捕獲調査
北西太平洋鯨類捕獲調査
全国鯨フォーラムへの後援

本県の取組状況：政府及び関係国議員への要望活動
南極海鯨類捕獲調査船の寄港誘致活動
全国鯨フォーラム2008新上五島への協力・支援

【2 漁業影響調査について】

○日本沿海域において、鯨類の捕食が漁業に与える影響調査とは

海洋生物のバランスを保ち持続可能な資源利用を図るために、鯨類の捕食が漁業に与える影響を解明することが重要であり、現在、実施されている北西太平洋鯨類捕獲調査を拡充強化し、調査が行われていない東シナ海等の日本沿海域における漁業影響調査を実施する必要があります。

【3 漁業被害の防止対策について】

○効果的な追い払い手法の開発・導入とは

本県周辺海域では、来遊するイルカによる漁業への影響増大が懸念されており、漁業資源の保全を図るために、来遊するイルカの追い払いや適切な間引きについて検討する必要があります。

冬季に来遊するイルカによる食害対策として、多数の漁船による追い払いを実施してきましたが、多大な労力に対し効果がない現状にあるため、効果的な追い払い手法の開発・導入が必要です。

○県・市町・漁業者等が行うイルカの漁業被害対策に対する国の支援措置とは

イルカによる漁業被害対策として、本県では追い払い、来遊量調査等の独自の取組を実施してきましたが、専門的な知見や技術について、国の技術的・経済的支援が必要です。